

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県青少年保護育成条例（昭和三十六年愛知県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第一条の二 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(個室に類する施設)

第一条の三 条例第四条第六号ロに規定する規則で定める施設は、他から容易に見通すことができないようにカーテン、ついたて等で区画された施設その他の個室に準じた区画された施設とする。

(興行者の掲示)

第一条の四 条例第五条第四項の規定による掲示は、様式第一によつてしなければならない。

(有害図書類の指定)

第二条 条例第六条第二項の規定により、書籍又は雑誌で次に掲げるものを被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が二十ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の十分の一以上を占めるもの及び映像が記録されているテープ又はディスクで次に掲げるものを描写する場面の時間が連続して三分を超え、又は合わせて五分を超えるもの（当該場面の時間が合わせて五分を超えるものにあつては、当該映像が記録されているテープ又はディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、有害図書類とする。

一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもの

イ 女性の大腿(たい)部を開いた姿態

ロ 女性の陰部、臀(でん)部、大腿(たい)部又は胸部を誇張した姿態

ハ 自慰の姿態

ニ 男女間の愛撫(ぶ)の姿態

ホ 女性の排泄(せつ)の姿態

ヘ 緊縛の姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるもの

イ 男女の性交又は性交を連想させる行為

ロ 不同意性交等その他の凌(りよう)辱行為

ハ 同性間の性行為

ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書類の包装の方法)

第二条の二 条例第七条第一項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 ビニール袋等により有害図書類全体の包装を行うこと。

二 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛ること。

三 前二号に掲げるもののほか、有害図書類を容易に閲覧することができないようにする方法として知事が認める方法

(有害図書類の陳列の方法)

第二条の三 条例第七条第二項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所には有害図書類をまとめて陳列すること。

二 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。

三 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、有害図書類のみをまとめて陳列すること。

四 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から十センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類を陳列すること。

五 有害図書類を、床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるよう

にしてまとめて陳列すること。

六 前各号に掲げるもののほか、有害図書類を他の図書類と明確に区分する方法として知事が認める方法

(有害図書類の陳列場所の掲示)

第三条 条例第七条第三項の規定による掲示は、様式第二によつてしなければならない。

(図書類の自動販売機の届出)

第四条 条例第八条第一項の規定による届出は、様式第三によつてしなければならない。

2 条例第八条第三項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第八条第一項第三号に規定する自動販売機管理者の住民票の写し及び承諾書

二 設置場所を使用する権原を有することを証する書類

3 条例第八条第四項の規定による届出は、変更の場合にあつては様式第四によつて、廃止の場合にあつては様式第五によつてしなければならない。

4 条例第八条第一項及び第四項の規定により提出する届出書の部数は、二部とする。

(図書類の自動販売機への表示)

第五条 条例第九条に規定する規則で定める事項は、条例第八条第一項の規定による届出に係る受理番号とする。

2 条例第九条の規定による自動販売機への表示は、知事が交付する様式第六による表示票によつてしなければならない。

(有害がん具類の指定)

第六条 条例第十条第二項の規定により、専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類で次に掲げるもの及び使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着は、有害がん具類とする。

一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの

二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの

三 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(有害がん具類の陳列の方法)

第六条の二 条例第十条の二第一項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害がん具類をまとめて陳列すること。

二 前号に掲げるもののほか、有害がん具類を青少年の目に触れないように陳列する方法として知事が認める方法

(有害がん具類の陳列場所の掲示)

第六条の三 条例第十条の二第三項の規定による掲示は、様式第七によつてしなければならない。

(有害広告文書等の指定等)

第七条 条例第十二条第一項の規定により、図書類に係る広告を目的とする文書等で第二条各号に掲げるものを被写体とする写真を掲載するものは、有害広告文書等とする。

2 条例第十二条第二項第二号に規定する規則で定める方法は、有害広告文書等を内容物が透視できない封筒又は袋に納め、当該封筒又は袋の納入口を封じた上、当該封筒又は袋の表面に十八歳以上の受取人の氏名を記載して頒布することとする。

3 条例第十二条第三項の規定により中止することを命ずることができる者（同項の規定により公安委員会の指定する者を除く。）は、知事又は教育委員会の事務部局において青少年施策に関する事務に従事する職員のうちから指定する。

(条例第十七条第三項の規則で定める施設)

第七条の二 条例第十七条第三項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）

二 飲食店（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業、風営適正化法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型有害役務営業に該当するものを除く。）

三 遊技場（風営適正化法第二条第一項第五号に掲げる営業に係るものを除く。）

四 遊園地（メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。）

五 ボウリング場

（深夜営業施設への入場を禁ずる旨の掲示）

第七条の三 条例第十七条の二第二項の規定による掲示は、様式第八によつてしなければならない。

（従業者名簿の備付け等）

第七条の四 有害役務営業を営む者は、従業者名簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、当該有害役務営業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成しなければならない。

2 有害役務営業を営む者は、従業者名簿の備付け及び保存を、当該従業者名簿（電磁的記録をもつて作成するものを除く。）に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を当該有害役務営業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え付け、これを保存する方法により行うことができる。

3 有害役務営業を営む者は、従業者名簿の備付け及び保存を電磁的記録をもつて作成する従業者名簿（前項の規定による従業者名簿の備付け及び保存を行う場合における同項に規定するファイルを含む。）により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、営業所（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、事務所）において有害役務営業を営む者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができるようにしなければならない。

4 有害役務営業を営む者は、当該営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を保存しなければならない。

（条例第十七条の五第三項の規則で定める事項）

第七条の五 条例第十七条の五第三項に規定する規則で定める事項は、生年月日の確認方法、性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

（有害役務営業の営業所への青少年の立入りを禁ずる旨等を明らかにする方法）

第七条の六 有害役務営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつては青少年の立入りを禁ずる旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、青少年が客となることを禁ずる旨）の文言を公衆の見やすいように表示し、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆の分かりやすいように告げなければならない。

（条例第十八条の三第一項又は第三項の規定により提出された書面等の保存）

第七条の七 条例第十八条の三第二項又は第四項の規定による保存の期間は、役務提供契約が終了し、若しくは解除された日又は役務提供契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

2 条例第十八条の三第二項又は第四項の規定による保存は、電磁的記録により行うことができる。

（条例第十八条の三第六項の規定による公表の方法）

第七条の八 条例第十八条の三第六項の規定による公表は、愛知県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

（調査員及び調査員証）

第八条 条例第二十七条第一項の規定による調査及び質問をする者（同項の規定により公安委員会の指定する者を除く。）は、知事又は教育委員会の事務部局において青少年施策に関する事務に従事する職員のうちから指定する。

2 条例第二十七条第三項に規定する身分を示す証明書（前項の規定により指定された者が携帯するものに限る。）は、様式第九による。

（委員の任命）

第九条 愛知県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者の

うちから任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 関係業界を代表する者  
(会長)

第十条 審議会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(専門委員)

第十一条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。  
(顧問)

第十二条 審議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。  
(幹事)

第十三条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。  
(会議)

第十四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(部会)

第十五条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項をつかさどらせる。

- 一 第一部会 条例第五条の興行、条例第十二条の図書類に係る広告を目的とする文書等及び条例第十三条の広告物に関する事項
  - 二 第二部会 条例第六条の図書類及び条例第十条のがん具類に関する事項
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
  - 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
  - 5 第十条第二項及び第三項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第十六条 審議会の庶務は、県民文化局県民生活部社会活動推進課において処理する。

(補則)

第十七条 第九条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四十年七月二十八日規則第四十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年四月十六日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年九月十六日規則第七十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年五月二十六日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年六月二十二日規則第五十六号)

この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年二月二十二日規則第十一号）

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年十一月二十六日規則第八十号）

この規則は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十八日規則第十九号）

この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年十二月二十四日規則第九十九号）

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則（昭和六十二年七月二十二日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二十四日規則第七号）

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定に基づいて作成されている販売届等の用紙は、改正後の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成八年六月十二日規則第二十六号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成九年五月二十八日規則第五十四号）

この規則は、平成九年七月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第四十六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年二月二十六日規則第六号）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定に基づいて交付された調査員証は、改正後の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定に基づいて交付された調査員証とみなす。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第二十九号）

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月十七日規則第五十八号）

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十号）

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日規則第十三号）

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十二日規則第六十二号）

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第十八号抄）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和三年五月三十一日規則第三十三号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月一日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第十八号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1（第1条の4関係）

ただいま <sup>上映</sup> 中の「 <sup>上演</sup> 」は、愛知県青少年保護育成条例により、青少年に観覧させてはならない興行として指定されましたから、18歳未満の方の入場をお断りします。	↑ 40センチメートル ↓
← 80センチメートル →	

様式第2（第3条関係）

成人向コーナー  愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の (購入、借受け、閲覧、視聴、聴取)をお断りしま す。	↑ 10センチメートル ↓
← 25センチメートル →	

様式第3（第4条関係）

(表)

図書類の自動販売機による販売届 愛知県知事 殿 届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所) (所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 自動販売機により図書類を販売するので、届け出ます。 自動販売機の設置場所を変更			
自動販売機の設置場所 (法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置する場合は、その施設名)	市 郡 (施設名)	区 町 村 番地	
自動販売機を設置する者	住所 (法人にあつては、主たる事務所所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号		
自動販売機管理者	住所 氏名 電話番号		
旧設置場所及び旧届出受理番号(自動販売機の設置場所を変更する場合に限る。)	市 郡 旧届出受理番号(	区 町 村 )	番地
備考 (注) 1 次に掲げる書類各1通を添付すること。 (1) 自動販売機管理者の住民票の写し及び承諾書 (2) 自動販売機の設置場所を使用する権原を有することを証する書類 2 黒のインク又はボールペンで記入すること。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

自動販売機の設置場所付近の見取図
------------------

<p style="margin: 0;">図書類の自動販売機届出事項変更届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p> <p style="margin: 0; padding-left: 200px;">届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所) (所在地、名称及び代表者氏名) 電話番号</p> <p style="margin: 0;">図書類の自動販売機に係る届出事項について変更をしたので、 届け出ます。</p>	
自動販売機の 届出受理番号	
変 更 事 項	
変内 更 の 容	変更前
	変更後
変 更 年 月 日	
<p style="margin: 0;">(注) 1 変更事項が自動販売機管理者の変更であるときは、新 任者の住民票の写し及び承諾書各1通を添付すること。 2 黒のインク又はボールペンで記入すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第4条関係）

<p>図書類の自動販売機使用廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			
愛知県知事	殿	届出者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所) (所在地、名称及び代表者氏名) 電話番号
<p>図書類の自動販売機の使用を廃止したので、届け出ます。</p>			
自動販売機の届出受理番号			
自動販売機の設置場所	市 郡	区 町 村	番地
自動販売機を設置していた者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号		
自動販売機管理者	住 所 氏 名 電話番号		
廃止年月日			
(注) 黒のインク又はボールペンで記入すること。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

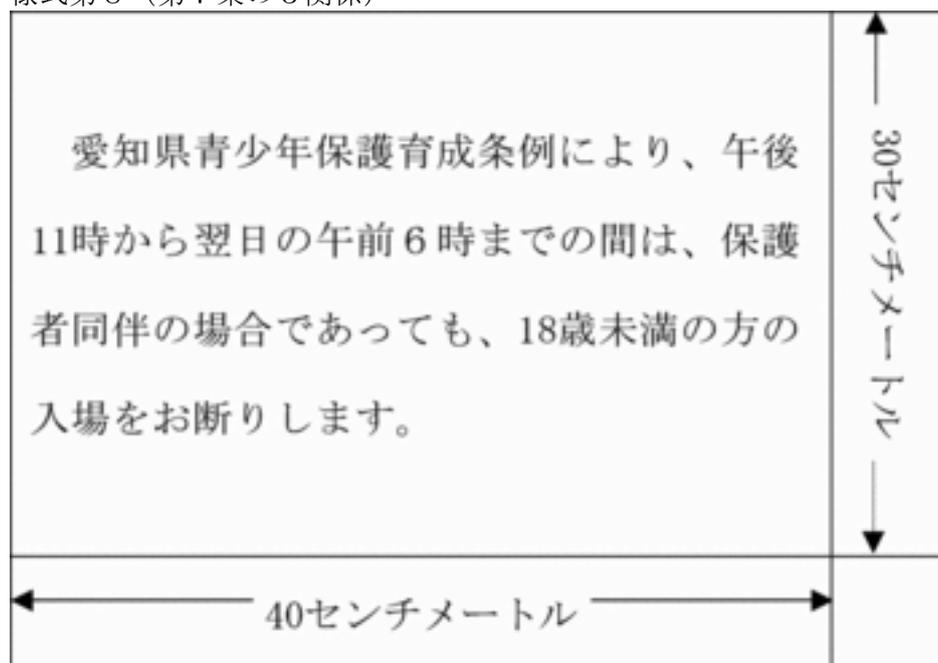
様式第6（第5条関係）

この自動販売機による図書類の販売者等		12センチメートル
販 売 者	住 所 (事務所所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">電話番号</span>	
設 置 者	住 所 (事務所所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">電話番号</span>	
管 理 者	住 所 氏 名 <span style="float: right;">電話番号</span>	
届出受理番号		
15センチメートル		

様式第7（第6条の3関係）

<p>成人向コーナー</p> <p>愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の 立入りをお断りします。</p>	10センチメートル
25センチメートル	

様式第8（第7条の3関係）



（表）

第 号	
愛知県青少年保護育成条例第27条第3項の規定による	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 60%; height: 60%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 印             </div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">写 真</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">調 査 員 証</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日生</p>
年 月 日交付	愛知県知事 氏 名 印

（裏）

愛知県青少年保護育成条例抜粋

（報告及び調査）

**第27条** 知事又は公安委員会は、この条例（第4章の規定を除く。）を実施するため必要な限度において、次に掲げる者から報告を求め、又はそれぞれの指定する者に、営業時間内にその者の営業所若しくは営業施設（無店舗型有害役務営業にあつては、その者の事務所）若しくは広告物の表示されている場所において調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- （1） 興行者
- （2） 図書類取扱業者
- （3） 自動販売機管理者
- （4） がん具類取扱業者
- （5） 広告主及び広告物の管理者
- （6） 第17条の2第1項各号に掲げる施設において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者
- （7） 有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者
- （8） 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2 略

3 前2項の規定により調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。